

## 斉藤恒三宛伊藤伝七書翰

阿部武司・村上義幸・井上真里子

〔翻刻者解題〕

ここに紹介する史料は、三重紡績会社支配人伊藤伝七（一八五二～一九二三年、十世・伝一郎）が渡英中の新任技術長斉藤恒三（一八五八～一九三七年）に宛てた書翰の写しである。

三重県三重郡室山（現四日市市）の素封家伊藤は、明治政府が奨励した機械製紡績業の将来性に早くから着目し、堺紡績所での実習を経て内務省による紡機払下げ（無利息十カ年賦）を受けて、一八八二年（明治一五）に三重郡川嶋村に二千鍾規模の三重紡績所を創立したが、経営は容易に軌道に乗らなかつた。一八八四年、財界の

大御所渋沢栄一の知遇を得た伊藤は彼から、二千鍾規模では過小であるから規模を拡大すべきであり、そのためには会社制度への転換が不可欠であること、さらに渋沢が中心となつて一八八二年に創立された一万鍾紡績のパイオニア大阪紡績会社（以下、大阪紡と略記）には山辺丈夫というすぐれた技術者がおり、そうした日本人技師一人の確保が肝要であることを知らされた。伊藤は、一八八六年三重紡績所を三重紡績会社（以下、三重紡と略記）に改組した際、山辺および東京職工学校長正木退蔵の推薦により、工部大学校（東京大学工学部の前身）を卒業後、大蔵省造幣局に勤務していた斉藤を技術長とし

て招聘した。斉藤は現山口県萩の藤井家の三男であったが、三重県人斉藤氏の養子となり三重県とは地縁もあつた。一〇月に入社した斉藤は、三重紡の四日市工場の建設および紡機などの購入のため、当時綿工業の世界的センターであった英国のランカシャーに年末から翌一八八七年一〇月まで出張した。斉藤の帰国後、三重紡は四日

市工場の稼働を開始し、伊勢中央紡（一八九七年）、伊勢紡（一九〇一年）、尾張紡・名古屋紡（一九〇五年）、津島紡・西成紡（一九〇六年）、桑名紡・知多紡（一九〇七年）、下野紡（一九一一年）と多数の紡績会社を合併し、太糸生産から兼営織布に生産の主力を移して、隆々たる発展を遂げていった。この間、伊藤は支配人、取締役、常務取締役、会長などとして三重紡のトップ・マネジメントを支配し、斉藤も取締役、常務、専務と昇進を重ねて伊藤を補佐した。一九一四年（大正三）に三重紡は前記の大阪紡と合併して東洋紡績が成立したが、その際副社長に就任した伊藤は一九一六〜二〇年に社長を勤め、斉藤はそのあとを継いで一九二六年まで東洋紡社長の座にあつた（東洋紡績株式会社社史編集室編『百年史 東洋紡』、一九八六年）。

以下に示す全九通の書翰は一八八六年（明治一九）一月の斉藤の出国を挿んで同年同月から翌一八八七年三月までの四カ月が発せられている。それらは縦一八・〇センチ、横一二・五センチの和野紙に墨書されており、七〇頁（和紙三五枚）が仮綴されている。

この史料は一九九五年（平成七）三月一四日、東洋紡績株式会社社史室で同社OB斉藤香一郎氏から村上に手渡された。香一郎氏の父君香氏の指示によって持参されたという同文書は、斉藤ご一族のお宅で、同年一月一七日の阪神淡路大震災の後始末に際して発見されたことであつた。斉藤香氏（一九〇二〜一九九五年）は恒三の養子であり、ご子息と同様、東洋紡のOBである。一九二七年（昭和二）の入社後に斉藤家と養子縁組し、のちに取締役となり、総務部長、東京支店長、経済研究所長等を歴任した。斉藤恒三は四人の子息に恵まれたが、長男の恒一氏が一九二六年（大正一五）から一九四五年（昭和二〇）まで監査役を勤めたほかは東洋紡とは縁がなく、恒一氏も社員・取締役として実務に携った形跡はない。恒三は四女満子の婿でもある香氏に自らの東洋紡への想いを託したとも考えられる。一九八四年

〔昭和五九〕秋、前掲、『百年史 東洋紡』の編集に従事していた村上は、取材のため総務部関係者のOB会「総友会」に出席し、席上、香氏の教示を得た記憶がある。ちなみに村上の入社当時、香氏は総務部長であった。

この史料が重要と思われるのは、ランカシャーのオールドムにあった著名な紡績機械メーカーのプラット社での斉藤恒三の紡績購入の経過を詳しく伝えていることである。この点に関する従来への理解は、紡績業史研究家絹川太一の以下の記述によっていた。

「最初三重紡績が（四日市——引用者）第一工場の紡績を全部ミュールにすべく注文方を斉藤氏に命じた。視察の結果氏はリングの甚だ有利なるを看破し、自己の見計らひを以てミュールの外リング三千余錘を買入れた」（絹川太一編『伊藤伝七翁』、一九三六年、一七三頁。ほぼ同じ文章が絹川太一『本邦綿糸紡績史』第二巻、日本綿業倶楽部、一九三七年、五四八〜四九頁にも収録されている）。

文中のミュールとは産業革命期以来ランカシャーで愛用されていた紡績で、良質な綿糸が得られ、細糸までよく生産できたものの操作は容易ではなかった。他方、当時アメリカ合衆国で急速に普及していたリングは、操作

が容易であり、しかも当時の日本紡績業が力点を置いていた短繊維の綿花から太糸を生産するのに適していた。

一八八〇年代末から日本の紡績各社は紡績を従来のミュールから急速にリングに切り替えたのであるが、上記の引用文は、三重紡の場合、それが在英中の斉藤の英断によってなされたと主張しているのである。

ところが本史料を熟読すれば、すでに一八八六年一月の史料1において伊藤はプラット社がリングの採用を勧めていることを示唆しており、年が明けてからの書翰ではリングの採用の当否が毎回論点となっていた。すなわち大阪紡三軒家工場でリングを操作してみたところ太糸、細糸が自由に紡出でき、出来高も多いという結果が注目されていたため、当初購入の予定であったミュール一五台中四台を減らし、リング一〇台を購入することが三重紡で決められた事実を一月一〇日の史料6と7は明記している。二月五日の史料8はこの決定が前年一二月に渋沢、山辺、伊藤の三者間でなされたことを伝え、さらに、三重紡がリングを最良の機械と考える方向に傾いており、場合によっては全部をそれにしたいが、斉藤はこの点をどう思うか問い合わせた事実が記されている。

この点を繰り返した三月二〇日付の史料9は、斉藤がリングを最良とは考えていなかったことを示し、さらに、会社が三月一七日に斉藤にミュール、リング各一〇台を

購入することを命じた旨を明記している。要するに、絹川の説とは逆に、斉藤はリングの採用に消極的だったのであり、他方、国内での山辺のテストに基づいて伊藤や渋沢がリングの採用を決定し、斉藤にリング紡機の購入を命じたのである。なお、大阪紡は、一八八六年六月に竣工した三軒家第二工場にミュール一万六八〇〇錘のほかりング四〇二〇錘を設置した。史料にある同年一二月におけるテストは、ここで行われたわけである。翌年五月、英国に派遣された山辺はリング三万錘を発注して、これらは一八八九年末に竣工した第三工場に据えられた。その結果、同年末に大阪紡の紡機六万一千三二〇錘中、リング機は三万四〇二〇錘となった（前掲、『百年史 東洋紡』四八〜四九頁）。

従来の研究（たとえば清川雪彦「綿紡績業における技術選択——ミュール紡機からリング紡機へ」南亮進・清川雪彦編『日本の工業化と技術発展』東洋経済新報社、一九八七年、第五章）は、リング紡機の導入に際しての斉藤らの

技術者の主導性を強調してきた。本史料からは山辺によるテストがそれに関して重要な意義を有していた事実が明らかとなったが、同時にリング紡機導入に果たした斉藤の役割はむしろ低かったことも判明した。

史料の原文には句読点が付けられていないため、最小必要と思われるそれらを加えた。濁点は原文にあるもの以外は加えていない。旧漢字は新漢字に適宜改めた。ただし人名は原文の表記通りとした。史料の解説にあたっては賀川隆行大阪大学教授から多大なご助力を賜った。

以下は、史料の全文である。

〔史料一〕

明治十九年十一月八日 四日市発

拜啓 先般御出発之際、御見送りモ不致欠敬此事ニ候。幸ニ無事御着京之由大慶不過之候。其後早速御書通可致候之處、去三日天長節ハ非常之盛会ニシテ四日五日ニ至ルモ庁務ニ手ノ付カサル程之事ニテ漸ク一時六日夜帰着仕候次第ニ御座候。夫故等閑今日ト相成候。仕合不悪御許容奉希望候。

一、函面之儀四日市近傍町村図ハ出来候得共、必要トスヘキ設置場実測図ハ目今本県庁中ニ於テ原図調整中ニ有之ニ付連日督促致来候。然レトモ到底十日過キナラテハ出来不申哉存候。延引之至御含承被下度候。

一、刺賀商会ヨリ工場計画図着（去五日）仕候。昨日委員立会披見スルニ完全ノ計画トモ決シ兼候。尤モ「ブラツト」会社之計画ハ精紡機リンクフレームナル哉ト察入候。然ルトキハ渋澤君之懇諭セラレタル特等糸大坂会社之不揃ニ属スルモノト存候。右ハ改正仕度、而シテ今壹枚ハ外会社之分ハ「ミユール」精紡機ニシテ壹万ツム拾式台ニ相成

居候。就テハ其台ハ百ツム余ノ一大器械ノ構造ナリ。随分便益ノモノト存候。而シテ工場之計画ハ事務所モ鍛冶場モ計画詳密ナリ。此函面ニテハ少シク欧米之工場ラシク相見候。便利ナラシヤト察入候。何分決心スヘキ程之良計画アラサレハ渋澤大君ノ意見ヲ御参酌アリテ可然御決定相願度候。見積り書等ニ就キ委細御調査ノ上御可決相成候ハバ速ニ御報告可被下度候。

一、渋澤大君ニモ此度貴台洋行ニ付、殊更書面ヲ以委員ヨリ可相願本意ナレトモ皆々他出之為メ欠敬致候。何れ八巻氏ヨリ御書通可有之候得共、訳而宣布御演言被下度奉願候。

一、此度三重県ニ於テ東京電燈会社員出張試験点燈相成候。然ルニ汽機不充分ナル十分ノ火力ヲ試ムル能ハス。且ツ人民ニ対シ世況之進度ヲ示スニハ必要ノモノトセラレ、四日市水谷工場ニ於テ尚モ試験点火可致旨、知事公ヨリ懇諭有之ニ付、此段該社エ往復シテ其手配罷在候。（本社新工場水谷工場将来設立見込ノ云々ヲ申立、拙者ト水谷トノ名義ヲ以書通セリ。）弥決定之上ハ来十三日ニ試験点火可致候事ニ

相成居候。

一、刺賀商会之件ハ渋澤大君、正木大君ヨリ能々御聞合之上可然左ノ処置被下度候。

一、貴台旅費其他支給方送金手続等ハ渋澤君之高案ヲモ御書通ニ被下度候。

右不取敢刺賀商会函面件ニ併セテ相述候也。

於川島工場支配人

伊藤拜

齊藤技術長殿

〔史料2〕

明治十九年十一月十一日 四日市発

拜啓仕候。陳者此頃再度御通信被下候間、昨日拙生ヨリ不取敢御答申上置候。定メテ到着御承引被成下候事ト奉存候。右発書後四日市ニ至リ八巻氏へ参リ夫々面談仕候処、

拙生ヨリ申上候件ニ異見無之候間、右御承引御配慮之程奉切望候。

一、御打合相成候旅費不足金有之候節ハ渋澤氏ヨリ受取方之儀ニ付本日第一銀行本店へ貴君御申立ニ準シ、金高五百円位御払渡被下度旨、本社ヨリ依頼書差立候ニ付、右御承引御受取被下度、若一右金額ニテモ不足ニ候ハハ尚亦御申告被下度候。

一、御滞英中旅費及手当等ノ金員御渡方ニ付、為替取組方等ハ渋澤君機械取扱約束ノ商会ヨリ御聞合至便之手配御取斗置被下度候。

一、四日市港実測図ハ出来致シ候得共、設置所図面未整ニ御座候。一兩日中出来候之筈ニ付、本県ヨリ送付次第速ニ通送可仕候。

一、刺賀商会積書ハ御督促被下度。過般来推測セシ如ク不确实ノ処置ト存候。其辺十分御注意御取極メ方可然御英断相願候。

一、渋澤大君ヨリ一書可差出之処、八巻氏ヨリ御文通相願置候間、拙ヨリ差出不申。宜敷申上可被下候。

右条御通申迄如斯御座候也

支配人 伊藤拜

齊藤技術長殿

追啓 第一銀行ヨリ金子御受取之節ハ受取証ヲモ御差

出シ相成致候也。

〔史料3〕

明治十九年十一月十四日 四日市発

拜啓 先日來数々之御書通ニ対シ夫是御返事申上置候。定メテ到着御承引被下候儀ト奉存候。何分ニモ百事澁澤大君へ御相談御決裁被下度候。澁澤大君ヨリ去九日附ヲ以テ委細御書通有之御文意ニヨレバ、拙者モ貴君ト同行上京可致御見込ナリシ由大ニ残念仕、八巻氏モ拙モ多用ノ為メ御文通相怠リ候故、御不満足之由衷ニ不相濟義ニ候。何分貴君ヨリ宣布御託上被下度奉切望候。

一、機械積出三井、刺賀共差出之由、其後イリス商会ヨリモ差出シタルヤニ存候。夫々御調査ノ上將來之為筋ヲモ御遠慮アリテ御決定之程奉希望候。○設立地実測図モ段々延引、未夕本県ヨリ相ハ不申ニ付、本日柴田氏ヲ以テ催促ニ

差遣シ申候間、出来次第御送付可致候。

一、貴君ニハ來廿日頃仏船ニテ御出立之御見込ナル由、定メテ御多繁之御心中ナルヤト遠察仕候。開明之今日ト申數十日之航路御出立前送別離盃等其他御交際上不摂生之事ナリ。御身体健全ニシテ御出立相成候様切ニ祈願ニ堪ス奉存候。○機械代金仕払方東京ニテ御約束被下候ハハ、仕払期限等御取極メ前以テ御通知被下度。尚御着英後御約束之都合ト相成候ハハ、尚更仕払方御前報被下度。左モ無之テハ株金募集方差支候ニ付、能々御注意被下度候。○右代金仕払及貴君旅費手当引出シ云々之儀委細澁澤大君へ相願遣シ候間、御聞取御決定之上ハ委曲御通知被下度候。○若一機械取極方ニ付、拙者上京候方御便利筋御座候ハハ、繰合上京可致。貴君ト同行上京致度存候得共、余計ノ事ト存差扣へ候義ニ付、澁澤大君之語氣御考へ何レトモ御通知被下度候。○地所築立之義ハ御出京以前御決報被下度候。其他ノ諸般澁澤大君へ御決裁方創立委員ヨリ昨日書面ヲ以テ相願置候間、右御承引御配意奉願候。

一、電気燈之義昨十三日水谷工場ニ於テ試験可致都合ニ候

処、内務次官ノ来県有之為メ、来ル十六七日迄延引相成

候。追テ実況御報導可仕候。然ルニ水谷工場及川嶋工場之

電燈設置如何説有之二付、該社出張員山田某、工科大学生

丹羽某、昨日来場、実地見分被致候。未タ精算ヲ得ズ候得

共、川島工場ニシテ設置スレハ該費金ハ九百円ヲ要スナラ

ン。汽機ハ現用分ヲモ使用之都合ナリ。然ルトモ夫是悉皆

完備スルニハ千円以上ニ至ルナラン。左候テハ迎モ利益ト

ナルノ訳ニハ至リ兼、火災ヲ免カレ候廉ニ止マル事ト存ジ

候。如何哉御高案モ候ハバ、御通示被下度候。○曾テ御内

談取置候建築方之義大坂佐々木氏ヲ依頼スヘキヤ他ニテ雇

入候哉。佐々木氏ノ交際モ渋澤君ヨリ御内談御決定置被下

度候。佐々木氏ハ第一支配人佐々木氏ノ舍弟ナレハ此御話

シハ支配人ノ同席ニテ御相談ハ不急ニ候間、右御含候置御

配慮被下度候。○大谷竹吉氏件ハ強テ申上候儀ニ無之候

間、能々御考ヘノ上何レトモ少シク洋学出来ヘキ人ニテ技

術ノ道ヲ学ヒ得タル者ヲモ御採用御配慮被下度候。此義者

拙生ノ一了簡ナレトモ御洋行中モ洋学之出来ヘキ人ナレハ

社員少々ニテモ夜学ニテモ為致幾分ノ英語ノ端緒ニ就カセ

度精神ニ御座候。此義御含御配慮被下度奉願候。右条得貴  
意度、昨日渋沢大君ヨリ発状之大要御通知申上奉り候。

草々不尽

於川島工場

傳七拜

齊藤賢兒 貴按下

〔史料4〕

明治十九年十一月十五日 四日市発

拜啓 此頃者御出立以前夫々御取極メ等ニテ御多端之事ト

深察仕候。本社ノ為メ一大要件ノミナレハ格別之御尽力希

望仕候。楮テ先般石井知事公上京之際、紡機之濟ニ付大倉

喜八郎殿ヨリ御話シ有之候由之処、此度同商会ヨリ知事公

ヨリ書通有之、其文意ナルハ電信ヲ以テ英国ヨリ聞合タル

ニ老ワツム立機械ニテ御県下へ据下及教師雇入等ノ費用ヲ

合算シ凡ソ式万磅ニテ悉皆相弁シ可申。右ハ電報ノ儀ニ

付、代価ノ総計ヲ拳クル迄ニテ仕様及明細書等ハ今ヨリ三

十日内外ニテ到達云々、自然至急ヲ要スル義ナレハ右代価

ニテ引受可仕、右式万磅ハ現金凡ソ拾式万六千三百円ニ相

成候由申来候。今日ニ至リ詳細之積リ書ヲ得ルニハ三十日

余ノ時間ヲ要スヘキヲモ相待チ候事ニハ難相成候得共、何  
分ノ廻答セサルヘカラス。殊ニ本社ニ於テ容易ニ鑑別難致



要件ナレハ本日渋沢君ヨリ来書封入決裁ヲ仰キ遣シ候事ナリ。委細同殿下ヨリ御承引御配慮被下度候。尤モ大倉商会之申立ニヨレハ機械据付等ノ費用悉皆相弁シ可申儀ニシテ請負為致候モノ、如シ。本社ノ為メニハ至極便益トモ被存候。如此ノ約束ヲナセハ貴兄御渡英後、実業研究其他取調ヲナス二十分ナル時日ヲ得ル事ニ存候。自然右等ノ処、決ニ出ツル時ハ貴兄ノ帰朝期日ハ工場落成ヲ期スヘキカ又ハ初発輸送ノ機械同時ニ帰朝セラレ据付等ヲモ監督被下候カ、何レヲ便且ツ否トスルヤ決シ兼候。右等ノ要件ハ既ニ渋沢君ヨリ決裁ヲ仰キ置候儀ニシテ今更異論ヲ提出スヘキ精神ニハ無之候得トモ御参考之為メ同君ヘモ上述仕置候間、右御承引夫是御相談被下度相願候。

右条得貴意度如此ニ御座候也。

八卷 道成

伊藤 傳七

齊藤 恒三殿

〔史料5〕

明治十九年十一月十七日 四日市発

拜啓 陳者曾テ御促シ被下候工場設立地実測図之儀昼夜業ヲナシ漸ク出来候由ニテ今朝県庁ヨリ能使ヲ以テ送付相成候間、直ニ郵便ヲ以テ差立可申候処、精図ヲモ細ニ置ミ候テハ欧文等書入之際、不都合ト存候間、当港郵船会社ニ依頼シテ同社横浜本店迄採別船便ニ依托送候間、御繁用中御手数ニハ御座候得共、東京ヨリ横浜迄別人御差遣シ該地郵船会社ヨリ御受取被下度候。尤モ名宛ハ東京第一国立銀行ニテ貴名宛ニテ相認メ御座候間、右御承引受取書該社へ御交付可被下候。

一 右図面之義ハ

一 設置地近傍 実測図 壹枚

一 〃 各所断面図 壹枚

一 四日市港近傍実測図 壹枚

合シテ三枚ニ御座候間宜布御査取被下候。

一、右図面中欧文書入ヲ要スヘキト存候得共、其記入時間無之二付、其儘差送候。何卒貴兄ニ於テ可然御記入被下度候。

一、御出立之際相分り兼候。大坂紡績会社ニ於テ調査ヲ請

フタル壱万ツム機械買入代金訂正予算書之儀、昨日発見候間今便封入御送付申上候。宜敷御忝考被下度候。

一、曾テ御案知被下候、此度水谷工場ニ於テ電燈試点致シ候ニ付テハ幸ナル内務次官来県旁一大懇親会相開キ候事ニ相成候処、彼是時日延引等相生シ弥明後十九日ニ決定相成候。右ニ付八巻ハ其會長、同様拙者モ補佐致候。日々多用ニ消光仕候。右等之事ハ何分謝絶スル訳ニモ参リ兼殆ント困却、御洞察被下度候。

一、只今清水手代田中氏来着。伝承スルニ貴君ニモ弥十九日御出立之由、嘸々御多用恐察仕候。何分百事遺漏ナク御配意、且ツ御身体ノ健全ナル事ニ御注意被下度切望ニ堪ヘス。併セテ貴君ノ安全ニシテ百事整頓、御帰朝ノ日ヲモ今ヨリ奉祈候。

右要件申上度如此ニ御座候也。

四日市

第一国立銀行支店ニテ

八巻 道成

伊藤 傳七  
齊藤技術長殿

追テ渋澤殿下江本日ハ聞書不仕候条、貴君ヨリ宣布御座申被下度也。

〔史料6〕

明治廿年一月十日 四日市発

在日本四日市本社支配人

伊藤傳七

在英国三重紡績会社

技術長齊藤恒三殿

奉賀新禧。益御安泰着英御超歳被成候義ト奉遙賀候。本社重役始メ社員無異勉務此段御安意可成下候。偕テ昨年十一月二十日横浜解纜セラルノ際、電報ヲ以テ貴兄ノ航海安全ナルコトヲ申上候処、時間延着ノ為メ抜錨後ト相成貴聞ニ達スルヲ得ス、迂闊千万御許恕奉希望候。其後数々御文通致スヘキ筈ノ処、別段御通信致スヘキ要件ナキヲ以テ御無音打過候処、十一月廿八日、十二月一日付香港出貴書到着。御無事之段、大悦シ尚亦十二月八日付シンカホール出貴書到着スルニ酷熱堪難クトノ御文意ニテ心配候得共、幸

二御無事ノ由、本社一同安悦仕候。以来無事御着英ノ程、祈念罷在候。何分航海中四季ノ寒暖ニ遭遇セラレ着英セラレナハ寒国ニシテ御困難ノ程深察セリ。充分ノ御注意健全以テ百事御配意之程奉懇願候。偕テ本社景況ハ大略左ニ申上候。

一、御出立後ハ東京清水手代田中忠義来港、御托送ノ函面正ニ入手仕候。然ルニ機械ハ既ニプラト商会ニ電報シテ「エーゼント」承諾返電アリシ旨、三井物産会社ヨリ申来リ、然ルトキハ貴君ノ着英ヲ俟タス、「プラト」社ニテハ機械仕組ニ着手シ貴君着英後数月ヲ経スシテ第一回積入器械ノ着スヘキモ難斗ニ付、建築方差支ノ有無貴君ノ電報ヲ俟タス、煉化石材ノ如キ必要品ハ只今ヨリ買入用意可致コトニ決議シ、既ニ石材ハ寸法ノ極リタルモノ予備トシテ尺立六千材引合仕候。而シテ建築請負人モ御残シ置ノ原因ニヨリ請負申付貴君ヨリ模様替電報アレハ引直サセ可申コトニスレハ請負人ニテ夫々手配モ相付キ都合ニ有之二付、田中忠義氏へ仕様図面調製致サセ拙者上京、渋沢君へ経裁セントスルニ同君大坂行セラレタルノ由、文通ニ付延々消光、漸ク十二月十三日名古屋ニテ渋沢君へ面談シ仲仙道光

坂へ出張セラレタルニ三軒家佐々木氏雇入ノ件モアリ、上阪スヘキ電報ニ付十二月廿四日拙者モ大坂ニ至リ左ノ件々評決仕候。

一、三軒家佐々木氏借入方ハ渋沢氏ヨリ重役へ弁明ノ上、当一月十五日頃四日市ニ出張シ建築ノ元積リヲナシ以来ハ折々出張監督ヲ請ウヘキニ決議セリ。

一、右ニ付東京清水ノ見積リハ佐々木氏出張調査ノ上決定スルノ都合致シ而後藤田組及東京大倉組ヨリモ請負代価申立サセ相当ノ方へ申付クヘキ見込ナリ。既ニ大倉組ハ名古屋陸軍建築ヲ引請ケ田中某出張中ニテ豫シメ見積書差シ出シ申候。工場丈ケニテ三万八千円余ナリ。東京清水ハ三萬七千五百円余ナリ。是レハ追テ佐々木氏ト相談決定スヘキ見込ナリ。

一、大坂三軒家据付リンクフレーム此頃太糸細糸ノ紡出ヲ試験スルニ自由紡糸相成、出来高モ御承知ノ如ク多ク此度渋沢君実見ノ上本社モ増加可然トノ事ニ相成ニ付、山邊氏ニモ相談ノ上ミユル四台ヲ減シ其ノ場所ヘリング十台（一

台式百六十八本立) 据付ノ事ニ決シ候間、創立委員ノ評決ノ上本日電報仕候。右御承引ノ上、右ニ相応スル前紡器械モ御買入被下度。委細八巻氏ヨリ通信ニ付大略申述候。○地所築立方長八十間、巾四十間埋立着手セントスルニ大倉組田中氏ニハ地堅メ方差支且ツ不利益ニ付延引スヘキ旨、忠告ニ付中止セリ。

一、川島工場都合能、營業昨年半季四千七百余円ノ利益有之、意外ノ幸栄ニ候。故ニ、株主モ追々信用ヲ増シ株主ヲランヲ望ム人ハ陸続アリテ謝絶ニ苦シメ申スヘキ都合ニ至ルヤモ難計ニ付、増設ノ計画向御取調置被下度候。

○川島工場ニ用ユヘキ「イントルメジエートル」巻台、代価何程ナルヤ御取調被下度。是非トモ据付サレハ整理ニ差支候ニ付、安価ナレハ專断御買入願度候。○貴君ノ来信ハ時々岐阜藤井君ヘ写ヲ以テ御通知致シ候。此外申上度件々有之候得共後便ニ相譲リ申候。謹言

〔史料 7〕

明治廿年一月十日 四日市発

三重紡績会社

英国出張

齊藤恒三殿

先般決議之上注文シタル紡績器械ミユール十五台之儀ニ付去月中洪澤氏、上坂之上山邊氏ニ面会。篤ト三軒家ニテ使用シタル經驗上ヨリ儀論起リ、リングフレームノ方随分好結果ヲ顕ハシ候間、十五台ノ内四台ヲ減シテ代リニリングフレームヲ買入候方可然トノ事ニ決定致候ニ付、本日不取敢左ノ電報差立候間、定メテ御了解其手筈ニ御取斗被下候事ト存候。但シ暗号ハ不十分ニ付、通語ヲ使用候事ニ御座候。

右ニ付ミユール四台ヲ減シテ代リ二十台ノリングフレームヲ購求候ニ付テハ、其付属ノ器械モ多分変更可致ニ付、電文之通ハ必要ノ付属品無置、支様御購求御配計可被下候。貴兄倫動居ハ近日ノ内ト被存候。若シ器機械注文等ニテマシテエスターヘ御出張、彼地ニテ往復ノ都合モ有之候事ニ被存候。尤モ電信郵便ハ例ヘ何レノ地ヘ出張候トテ倫動三井宛ニテ可然トノコトニ候ハ、別ニ夫ニモ不及候。マンチエスタールハ絶ズ神速ナル郵便ニ有之筈ニ付、或ハ倫動三井宛ニテ往復致候事ニ取極メ置候ても可然ト存候。若シ右様ノ事ニ候ハ、三井ヘ篤ト御依頼置当方ノ電報郵便共違

滞ナク届ケ候様御申談シ置可被下候。

一、電信暗号ニハ器械ノ文字無之候間、器械ノ事ニ関シ電信ニテ往復ヲ要スル時ハ矢張通語ヲ以テシ暗号ヲ用キサル方然ト存候。込ミ入りタル事ヲ両方相用居候時ハ却而間違ヲ生シ可申又カツコヲ使用候故、余リ節儉ニモナラヌ事ニ存候。

余事ハ別報ニテ申進候也

〔史料 8〕

明治廿年二月五日 四日市発

本社支配人

伊藤傳七

在英国倫動三井物産会社支店ニテ

本社技術長齊藤恒三殿閣下

貴下横浜解纜後、香港及シンガポール御発書相達、航海安全ナルコトヲ祝シ速ニ着英ノ佳報ヲ得シコトヲ切望スルニ英国マンチエスター府一月廿一日午前九時三十八分御発電、同廿二日午后三時廿分着信拝見スルニ

電報相達、承知セリ。建築絵図面相達セリ。

右暗号ヲ反訳シ無事着英セラレタルコト一同安悦仕候。定メテ氣候モ異ナルコトト遠察仕候。折角御注意奉祈望候。諸右電報御発シノ以前昨年十二月大坂ニ於テ東京渋沢大君及山辺君ト評議ノ末、ミユル四台ヲ減シ「リングフレーム」拾台（壹台ツム數二百六拾八本）及ヒ之レニ附屬スル相當ノ「カージング」其他必要ノ器械買入方變更ノ義ニ付決定シ、其旨、三井物産支店エ向ケ電報致シタルニ同支店ヨリ東京本店ニ向ケテ、総錘數ヲ至急報知スヘキ旨返電アリシヲ以テ、尚亦本社八卷委員ヨリ発信ニ同ク電信拝見ミユル拾壹基七千七百ツム、リングフレーム十台二千六百八拾ツムナル旨ヲ当一月十七日返電致シ置キ候ニ付、定メテ右御承知相成シコトノ御電文ト確信仕候。何レ「リンクフレーム」ヲモ増加スレハ紡糸高ミユルノ割合ヨリ相増スヘキニ付カーシンク其他モ増加ヲ要スル事ニ存候。其辺プラツト会社ヘ能々御相談御買入被下度相願候。

一、工場建築方ノ義大坂佐々木氏本年一月十五日出張ニ付、本県宮繕掛リ田中良七氏ヲ依頼シ両氏ニテ御残シ置キノ原図ニ対シ計画製図及仕様書并ニ調整方着手中ノ処「図

面相違セリ」ノ御電文ニ付、右仕様書等ハ貴君ノ再報到着  
スル迄中止スベシト評議候共、夫ニテハ大ニ時日延引スヘ  
キニ付、取モ直サス現在ノ図面ヲ以テ仕様及元積書ヲ製シ  
大倉組及藤田組、清水満之助等へ見積リ致サセ、至当ノ分  
へ請負申付、諸式ノ予備ニ着手セシメ貴君ノ再報ヲ得テ模  
様替ヲナサシメ元積り代価ニ準シ請負金ヲ引直シメ可申事  
ニ決議。依然佐々木、田中ノ両氏ノ尽力従事ヲ仰キ居候  
間、右御承知相成度候。尤モ御差置キノ原図中、佐々木氏  
ノ意見ニテ別紙略図ノ如ク改正致シ候間、専断不都合ナレ  
トモ不悪御承引置キ被下度候。

一、建設地所モ何分其儘ニテハ物置場ニモ相成不申ニ付、  
此頃工場設立ノ周圍明キ地ヲモ二三尺埋立ツコトニ決議シ  
懲役人ニテ着手仕候。

一、此度大坂ニ於テ本社株主タル今橋壱町目小林八郎兵衛  
外数名尚三十四国立銀行岡橋次郎等<sup>治助</sup>同地ニ於テ壱万本立位  
ノ紡績工場ヲ興シ設ケント各尽力中ノ由ニ有之、当業ノ利  
益アルコトニ追々世人ハ着眼致シ候ニ付、決シテ油断ハ相  
成不申候。

一、右ニ付今後各地ニ工場ノ増設アレハ会社ノ組織ヲ確実  
トナスハ勿論、据付器械モ改良ノモノヲ買入サレハ将来ノ  
關係不少ニ付テハ曩ニ電報シタル「リングフレーム」ハ最  
上ノ器械ニシテ「ミュール」ハ時世後レノ器械ナランモ計  
リ難キ思ヒヲ発シ、果シテ然ルトキハ断然「リンクフレー  
ム」ノミヲ買入サルヲ得ス、故ニ英国ノ景況ト貴君ノ意見  
ヲ尋問スルハ必要ノ事ト創立委員可決セシヲ以テ、二月五  
日貴君ニ対シ

若シ君ハ都テノ目的ヨリ考フルモ総テノ紡績器械ノ内ニ  
テ「リングフレーム」ヲ最上ト思フナラバ会社ハ「リン  
ク」ノミヲ買ハネバナラヌ。君ノ説ヲ電報セヨ。

右歐文ヲ以テ八卷委員ヨリ発電仕置候。定メテ御承知被下  
タル事ト存セリ。今更彼是取迷ヒ候テハ際限ナキコトナレ  
トモ為念御相談及ヒタル事ニ候条、能々御考へ被下度。何  
レ御電報モ可有之ニ付、其節返信可仕候得共、到底此度ノ  
分ハ一日モ早ク落成シ引続キ第二増設ニ着手致シ度存候  
間、可相成速ニ器械御輸送ノ御手配ノ程切ニ希望仕候。

一、川島工場營業モ昨年引続後上都合ニテ七月ヨリ十二月  
ニ至ル半季期間ノ純益金四千七百五拾円余有之、非常ノ好

結果ヲ得申候。未夕株金三萬三千円ノ募集高ニシテ殊二昨年十月三十日ニ株高百円ニ付五円、十二月三十日ニ株金百円ニ付拾円ヲ払込タルモノニテ斯ル益金ハ実ニ本社ノ為メ賀スヘキ事ナリ。

一、大坂紡績会社モ上都合ナリ。然レドモ積金アレバ株金ニ対スル配当ハ尅割六分ノ割合ナル由ニ有之。序ナカラ申上候。

一、英国ノ盛ナルコトハ定メテ意外ノ事ト存候。追々御余暇御通信被下度候。

一、貴君着英ノコトハ藤井正路君及ヒ正木君エ電報致置候御安意アレ。

右多用ノ為メ御無音打過延引ナカラ御通申候也。

〔史料。〕

明治廿年三月廿日 四日市発

三重紡績会社

八巻道成

伊藤傳七

英国出張

齊藤恒三殿

拜啓 貴兄益御健全御在英之条大慶、本社一統無異勉勵御安意被下度候。偕而本年二月五日附ヲ以テリングフレーム件ニ付欧文電信反訳左ニ

若シ君ハ都テノ目的ヨリ考フルモ紡績器械之内「リングフレーム」ヲ最上ト思フナラバ、会社ハ「リング」ノミヲ買ハネバナラヌ。君ノ説ヲ電報セヨ。

右之如ク發電シタルニ貴兄ハ二月六日ヲルダム発ヲ以テ

私ハ考エズ、「リング」ヲ最上ト。建築絵図面差立タリ。

右御答信ニ付本社委員ハ過般電報致シタル通り、ミユル一台リング十台ノ事ニ決議仕候。

一、龍動一月七日発書四日市三月四日到着拜見仕候。永々ノ御旅行モ御障リナク十二月三十一日巴里御安着。西郷大臣、長谷川造幣局次長、品川全權公使、小松宮等日本人六十余名御面会、一月一日御歳賀被成候由、又三井物産会社渡邊氏ニモ丁度来府之趣、万事好都合之段、大慶仕候。而

シテ三日品川公使同伴、龍動御安着之由安慶仕候。

定メテ御差立之事ト存候。

一、マンチエスター三月九日御発電同十日九時四十分着、

披見スルニ何レノ日ニ建築落成スルヤ電信ニテ回報ヲ待ツ。

右御尋之処、曾テ大阪佐々木氏、三重県田中良七氏ニ依頼シ建築図及仕様トモ出来スレトモ、貴兄御差立ノ変更ノ図面に着ノ上、着手スヘキコトニ決シ等閑打過日々図面ノ差スヘキヲ相待居候折柄ニ有之。且亦建築監督方ノ儀大坂佐々木氏常式出張出来兼候ニ付、同人不在中三重県田中良七殿（建築心得タル人）ヲ依頼セント参庁中ニ付、田中氏ト相談スルニ、貴兄ノ差立タル図面去月末着スルニ見込本年以内荒々落成スヘキ旨申居候間

建築図面未夕着セス、建築本年以内落成之見込。刺賀商會見積書要ス。至急差立セヨ。（三月十三日）

右御答致置候ニ付、定メテ其御手配ヲ以テ機械製造組付方御配意被下度事ト存候。段々延引相成候儀ニ付、建築ハ図面着直チニ着手為致度、一日モ早ク落成相為致候間、貴方機械へ十分御手配被下度候。而シテ東京ニテ刺賀商會ヨリ御受取被下候見積リ計画書返却方度々申来、同社モ他之注文ニ対シ入用之事ト存候間、電報ニテ御送り方相願候義、

一、ヲルダム三月十二日御発電同十三日午前十一時四十五分着スルニ

インジンハウス要ス、変更。只今絵図面差立タリ。

右通信之趣了承。兼テ佐々木氏ノ仕様書ニモ跡廻シトナシ除キ有之候間、貴兄御差立図面着シ工事ニ取掛リ候トモ変更図面に着ノ上インジンハウスハ建築可致候間、左様御承引置被下度候。

一、マンチエスター一月廿一日発郵書三月十六日着拜見仕候。然ルニプラット会社ノ外ニ夫々仕様積リ御取集メ之由、御配慮之段拜謝々々。其辺ハ貴兄ノ意見ヲ以十分御調査被下度。而シテ最前電信ニテ「ミユール」十台トナシ「リングフレイム」十台購入方申上候処、プラット社ニテ当時製造ノ「リングフレイム」ハ尙台数三百四十四本ナルヨシニテ「ミユール」モ偶数ヲ主トスルニ付、台数如何スヘキ旨、御意見御申添御返報可致□ニ付委員評議之上三月十七日四日市発ニテ

一月廿一日付書面相達シ承知セリ。「ミユール」十台



(各七百ツム)「リング」十台(各三百四拾四ツム)ニ決定セヨ。

右発電仕置候間、到達御決定被下候事ト存候。左候時ハ総鍾数老万四百四拾本ト相成候。為念申上置候。尚亦汽鐘之儀(ヒツク)ニテハ三個ヲ備へ二個ツ、使用ハ必要ナル申上之由、(マスグレーフ)会社等ノ説ヲモ聞合御決定之趣拝承仕候。其辺ハ貴兄ノ御見込ヲ以テ御注文可被下候。尤モ電氣燈ヲ併置スルノ見込ナレハ、是レハ御見込置相成候事ト存候。右電燈ハ元水谷工場(昨十二月ヨリ会社トナシ、事業拡張ニ取掛リ候)モ点火仕度。尚都合ニテ第一銀行其他依頼ノ分へ接続仕度見込モ御座候間、電燈用ノ汽鐘ハ割合大ナル分ニ御注文置被下度、一応御含迄申上候。

一、貴兄研究ノ為メ入場一条モプラット会社ノ周旋非常ニシテ三ヶ月五拾ポンド謝金ニテ入場御約束之由、上都合大慶仕候。殊ニ印度綿ヲ使用シ式拾番内外ノ紡糸スル式万五千ツムノ工場ナルヨシ適當ノ事ニ存候。該社ノ秘事モ能ク御伝習ハ勿論工場ノ組織、職工ノ取扱ヒ方等遣リナク御聞取被下度。而シテ将来懇誼ヲ御結ヒ貴兄ノ信用モ十分御博セラレンコトヲ切望仕候。氣候ト云ヒ作業ノ勉強ト云ヒ他

ニ比ナキ土地ナレハ、貴体健全ニシテ御勉務アランコトヲ切望スルノ他ナク、又帰朝ノ日ニ於テ諸般ノ好都合ヲモ祈念罷在候。

一、本社ノ景況ハ漸ク設立地ノ周囲建築小屋設置スヘキ所ヲモ理立着手中。石材買入タルノミニ御座候得共、種々臨時用務有之、兩人トモ随分繁忙ニ消光仕候。偕テ川島工場昨年ノ營業モ過般御報導致シタル如ク上都合ニテ、利益モ有之ニ付、年度創立考課ヲ製シ株主總會ヲ開クコトニ決定シ、三月十五日四日市松茂楼ニ於テ第一次株主定式總會ヲ開キ夫々報告シ、株主ノ満足ヲ得テ都合能言諾致候。其景況ハ印刷中ニ付、不日送付可仕候。

一、創立委員ノ義モ右總會ニ於テ解任シ、更ニ委員ヲ株主ノ投票ヲナシタルニ如故、八卷、九鬼、伊藤ノ三名当撰相成候。依テ委員ノ互撰ヲ以テ委員長八卷委員、検査掛九鬼紋七委員、兼支配人伊藤ト議定候間御安意被下度候。

一、貴兄ノ来信ニシテ会社之要務ニ無之分ハ岐阜藤井君、東京正木君へ時々通報候間、右御承引可被下候。此程藤井

君ヨリ別御届方御申越ニ付、封中差上候。

右件々乍延引御答旁申上候、如此ニ御座候也。

追而本年二月總會其他ノ事ヲモ渋沢大君へ相談ノ為メ上京致シ(傳七ナリ)、正木君へ參り貴兄ヲ補佐スヘキ技術方採用ノ義(渋沢君ノ申付モ有之故ナリ)相談仕候処、彼ノ大谷竹吉ハ不適當ニシテ外ニ見込ノモノ無之ニ付、尚ホ間合方頼置候。何分現在川島工場ニハ技術方耆人モ無之甚差支候間、貴兄帰朝以前ニ於テ貴兄ノ見込アル人モ御座候ハ、御文通被下、本社ヨリ採用スヘキ手配ヲモ願度存候。其辺御考へ被下度及ヒ越シノ文談ニテハ行届不申ナレハ、御帰朝ノ上ナラテハ致方無之候得共、実ニ差支不少ニ付、右相願候。呉々モ御考へ被下度候。

一、貴兄ノ妻君一条ニ付、正木君ヨリ相談スルニ彼ノ山口県御現住ノ御養婦件ハ正木君ノ配意セラレテハ本郷ノ御伯父君ニ於テ如何敷御汲取相成候由ニ付、齊藤へ直談可致具御申聞ニ御座候。右者如何可致哉と貴兄ノ帰朝セラル迄ニ東京ヨリ養婦ヲモ引出シ何カ修業ニテモ為致置貴兄帰朝ノ後四日市へ呼寄テハ如何存候。右ハ御見込ニテモナキトノ事ナレハ他ニテ今ヨリ手当致度存候間、御心中實際之処遠

慮ナク御申越被下度候。

一、傳七本店ニ於テ本年ビール試釀致シタルニ意外ノ上出来ニ付、自然ビール釀造ニ係ル書籍等見当り被下共々御買求メ被下度、尚ホ又ビール樽製造器械モ代価何程ヲ要スルヤ図面代価等御取調被下候ハ、大慶ニ仕候。一大事件ヲ負担セラル貴兄ナレハ他事ヲ依頼スル不本意ナレトモ、御心当り且ツ御便宜モアランカト存候。此段御依頼申候。右当要申陳度余リ再便ニ相讓候也。

追啓 機械代価仕払方、本日左之通東京三重物産会社へ内金渡シ方候間為御心得申上候也。

二十年一月十九日

一、英貨 貳千七百磅 手付金仕払

二十年三月一日

一、英貨 貳千三百磅 第二次内金仕出

但シ電信為替ニテ

右之通ニ御座候也。

(あへ たけし・大阪大学大学院経済学研究科教授)  
(むらかみ よしゆき・東洋紡績株式会社社史室)  
(いのうえ まりこ・大阪大学経済史経営史資料室)